

有期契約労働者の雇入れ・契約 更新と雇止めの留意点

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、パートタイム労働者や契約社員等、有期契約労働者の雇止めの増加等に関するトラブルの発生が懸念されます。そこで今回は、有期契約労働者の雇止めを行う際の留意点をとり上げます。

契約期間中の解雇に関するルール

有期契約労働者の解雇に関するルールとして、労働契約法においては、やむを得ない事由がなければ、契約期間の途中で解雇することはできずと規定されています。

この契約期間の途中で解雇は、期間の定めのない労働契約を結んでいる正社員を解雇する場合よりも、解雇の有効性が厳しく判断されます。そのため、安易に解雇することはできず、基本的には期間満了まで雇用することが求められます。

契約締結時の労働条件の明示

有期契約労働者と労働契約を締結するときには、契約の期間とあわせて、契約を更新する際の判断基準を明示する必要があります。

これは雇入れ時だけでなく、労働契約を更新した際の次の更新時においても同様です。

以下は、明示する例です。

【更新の有無】

- ・自動的に更新する
- ・更新する場合があります
- ・契約の更新はしない等

【更新の判断基準】

- ・契約期間満了時の業務量により判断する
- ・労働者の能力により判断する
- ・労働者の勤務成績、態度により判断する
- ・会社の経営状況により判断する
- ・従事している業務の進捗状況により判断する等

雇止めにおける手続き

1. 雇止め予告

現行の労働契約をもって更新しない（雇止めを行う）場合は、契約期間が満了する少なくとも30日前までに、有期契約労働者へ伝える必要があります（雇止め予告）。

この雇止め予告の対象となる有期契約労働者は、次のいずれかに該当する人です。

- ・有期労働契約を3回以上更新して雇用している人
- ・1年以下の労働契約を更新することで継続して通算1年を超えて雇用している人
- ・最初から1年を超える労働契約を締結して雇用している人

2. 雇止めの理由の明示

雇止め予告をした後に、有期契約労働者が雇止めの理由について証明書を請求した場合、会社は遅滞なくこれを交付する必要があります（雇止めの理由の明示）。

これは、雇止めにより退職した人が退職後にその理由について証明書を請求した場合も、同様です。なお、この証明書に記載する雇止めの理由は、“契約期間の満了”とは別の理由とすることが必要です。

*MyKomonニュースレターより引用

今後、有期契約労働者を雇入れたり、労働契約の更新を行ったり、また雇止めを行うときには、これらの内容を確認し、未然にトラブルを防止しましょう。

2021年6月 ～お仕事備忘録～

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。
また、労働保険の年度更新なども早めに手続きしておきましょう。

個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

労働保険の年度更新

労働保険の年度更新時期です。7月12日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。なお、特定法人（資本金が1億円超の会社等）については、労働保険申告書を電子申請で提出することが義務化されています。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった5年で売上が7倍<7億円>に！
幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！
◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えます！
◎何でも質問OKです！

日程 2021年6月24日(木)

時間 10時～17時（受付9時45分～）

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000円（税抜）【定員5名様】

*おひとり様追加毎に+5,000円（税抜）となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山

申し込みフォーム：

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0ziblyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*5月10日(月) 5月誕生会

5月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Blog



Facebook



HP



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話 : 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール : soumu@ideasoken.jp